



各 位

2021年4月28日

会社名 株式会社 中国銀行  
代表者名 取締役頭取 加藤 貞則  
(コード番号：8382 東証1部)  
本社所在地 岡山市北区丸の内一丁目15番20号  
問合せ先 執行役員総合企画部長 山 縣 正 和  
(電話：086-223-3111)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

中国銀行(岡山市北区丸の内一丁目15番20号 頭取 加藤 貞則)では、2021年4月28日(水)開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2021年6月25日開催予定の第140回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第27条に定める取締役会の招集権者および議長を取締役頭取からあらかじめ取締役会で定めた取締役に変更するものであります。
- (2) 附則第1条の表題を条文の内容に即した表現に改めるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙(現行定款・変更案対照表)のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年6月25日(金曜日)

定款変更の効力発生日 2021年6月25日(金曜日)

以 上

本件に関するお問い合わせ先(TEL 086-223-3111)  
広報CSRセンター 渡辺(内線1910)・山本(内線2016)

## 株式会社中国銀行 現行定款・変更案対照表

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 27 条 取締役会は、法令に定めがある場合を除き、<u>取締役頭取</u>がこれを招集し議長となる。</p> <p>2 . <u>取締役頭取</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。</p> <p>第 28 条 ~ 第 38 条 (条文省略)</p> <p>附則 (社外監査役の責任<u>限定契約</u>に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 27 条 取締役会は、法令に定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し議長となる。</p> <p>2 . <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。</p> <p>第 28 条 ~ 第 38 条 (現行どおり)</p> <p>附則 (社外監査役の責任<u>免除</u>に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p>